

国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の技術移転目的 使用に関する規程

制定 平成21年1月1日 20規程第49号

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する研究施設、研究設備及び研究装置（以下「研究施設等」という。）のうち、研究所の研究成果を円滑に事業化するために事業者の使用に供するものについて、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「事業者」とは、研究所が創作又は抽出した特許、ノウハウ、研究成果物等（国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）第3条第1項第2号に規定するものをいう。）を活用して収益を目的とする事業を行う者をいう。

(研究施設等の事業者の使用)

第3条 研究所は、研究所の研究施設等を、研究所の業務に支障を来さないと認められる場合において事業者を使用させることができる。

(使用の方法)

第4条 事業者は、研究施設等の使用を希望する場合は、地域部長が別に定める研究施設等使用申込書（以下「申込書」という。）を研究所に提出しなければならない。なお、使用希望期間の一部において使用を希望する場合であって、時間又は曜日等をあらかじめ指定するときは、申込書にその旨を記載するものとする。

2 研究所は、前項の申込書が提出された場合、別に作成する国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等使用約款（以下「約款」という。）に定める使用条件を満たすと認められるかを審査し、地域部長が別に定める研究施設等使用回答書（以下「回答書」という。）に承諾の可否を記載し、事業者に交付する。この場合において、研究所は、事業者が申込みをした使用希望期間中に、研究所の業務を行うために当該研究施設等を使用すると見込まれるときは、回答書にその旨を記載するものとする。

3 前項の研究施設等の使用を承諾する期間（以下「使用期間」という。）は、事業内容を踏まえて決定する。ただし、研究所が必要があると認めた場合は、使用期間を更新することができる。

4 事業者は、前項ただし書により使用期間の更新を希望する場合は、使用期間満了の日の30日前までに研究所に申込書を提出しなければならない。使用期間の一部において使用できる時間又は曜日等を指定して承諾を受けた場合において、その使用できる時間又は曜日等の変更を希望するときも同様とする。

5 研究所は、研究施設等の使用を承諾した場合は、事業者には、研究所を受取人とする損害賠償保険契約等を締結させることができるほか、その使用に関し必要な条件を付すことができる。

(経費の徴収)

第5条 研究所は、研究施設等を使用する事業者に対して、連携研究等経費算定要領（19要領第15号。以下「経費算定要領」という。）別表第1に定める経費を徴収するものとする。

2 前項の経費のほか、研究所は、研究所に受け入れた事業者の従業員（役員、嘱託、臨時雇用労働者及び派遣労働者を含む。）に係る経費として、経費算定要領別表第3に定める人頭経費を徴収するものとする。

3 前二項の経費のほか、研究所は、研究施設等を使用する事業者に対して、当該研究施設等に係る公租公課に相当する額を徴収するものとする。ただし、当該研究施設等に係る公租公課を納付する必要がある場合に限る。

(遵守事項)

第6条 事業者が研究施設等を使用する場合は、この規程及び約款に規定する事項を遵守しなければならない。

(契約の解約及び事実の公表)

第7条 研究所は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、研究施設等の使用に関し事業者と締結した契約を解約するとともにこれらの事実を公表することができる。

- 一 公共の福祉及び公益の増進を損なった場合
- 二 研究所の信用を失墜させた場合
- 三 研究所の規程、規則等を遵守しなかった場合
- 四 研究所の業務上及び運営上の指示に従わなかった場合
- 五 事業内容が許可した事業内容と相違する場合
- 六 研究所その他の者に損害を与えた場合

(権利譲渡等の禁止)

第8条 事業者は、研究施設等を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事故処理)

第9条 事業者は、研究施設等の使用中に事故、緊急事態等が発生したときは、速やかに研究所に通報し、その指示に従わなければならない。

(修復等)

第10条 事業者は、研究施設等を損傷し、汚損し又は研究所の建物等の環境を害した場合であって、研究所が修復を命じたときは、当該研究施設等を修復し、又は金銭による賠償をしなければならない。

(返還)

第11条 事業者は、第4条第4項の使用期間満了の日に研究所に研究施設等を返還しなければならない。

2 事業者は、前項の使用期間の満了前に研究施設等の返還を行おうとするときは、返還しようとする日の30日前までに地域部長が別に定める研究施設等返還申出書により研究所に申し出なければならない。

3 研究所は、前項の申し出があった場合は、地域部長が別に定める研究施設等返還申出確認書により事業者にこれを確認した旨を通知する。

(終了報告)

第12条 事業者は、前条の使用期間が終了したときは、速やかに地域部長が別に定める研究施設等使用終了報告書を研究所に提出しなければならない。

(その他手続等)

第13条 第3条の規定による研究施設等の事業者の使用に関し必要な事項及び手続の細目については、この規程に定めるもののほか、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）の定めるところによる。

(製造物責任)

第14条 事業者は、研究施設等を使用した事業による製造物及びその製造方法の一切の責任を負う。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（22規程第19号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第100号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（24規程第29号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第15号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第119号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（29規程第14号・一部改正）

この規程は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令03規程第11号・一部改正）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第41号・一部改正）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。